

2 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価員の欠格事項)

第407条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

履 歴 書

住 所 [REDACTED]

大 島 和 裕
[REDACTED] 生

学 歴

1 昭和63年 3月 [REDACTED]

職 歴

- 1 昭和63年 4月 佐野市総務部税務課勤務
- 1 平成29年 4月 同 行政経営部行政経営課長を拝命
- 1 令和 4年 4月 同 行政経営部長を拝命
- 1 令和 5年 4月 同 総合政策部長を拝命 現在に至る

賞 罰

[REDACTED]